



用  
利  
率

十一  
初期利子

十二  
後第二期以

十六  
十五  
十四  
十三  
払  
込  
場  
所  
払  
込  
期  
日  
償  
還  
金  
額  
償  
還  
期  
日  
限  
額

日本銀行の本店又は支店  
平成二十六年一月につけ  
額面金額  
日本  
平成  
銀  
行  
の  
本  
店  
又  
は  
支  
店  
百  
六  
十  
三  
十  
五  
年  
一  
月  
一  
月  
十  
五  
百  
五  
円  
日

すすに五發率のパ。利回りの結果に流入札から償還までの期間が五ヶ月を超える月における入札（当該開始日から九ヶ月までの間）に係る利回りを下回る率を下回る率（以下「利回り」といふ。）と規定する。利回りは、次式によつて算出しえる。

利回り =  $\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.43}{100} \times \frac{1}{2} - \text{支払利息}}{\text{額面金額} \times \frac{0.43}{100} \times \frac{1}{2}}$

支払利息は、毎年一月十五日及び以後の利子の適用利率による。  
（第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率）

## 中途換金の取扱い

(一) 次式によることとし、その買取りは、平成二年一月十五日以後において、行なうことにより算出した金額とする。算式に平成二十七年一月十五日前までの中場合に相当する金額とすれば、

$$\text{払額} + \frac{79.685}{100} \times \frac{\text{支払期に支払われた利子}}{\text{利子支払期に支払われた利子に相当する金額}} + \frac{79.685}{100} \times \frac{\text{支払期に支払われた利子}}{\text{利子支払期に支払われた利子に相当する金額}} \times \frac{\text{利子支払期に支払われた利子}}{\text{利子支払期に支払われた利子に相当する金額}}$$

（注）この算式による計算結果に当たる金額は、受入経過利子に相当する金額とし、その算出結果には円未満端数を切り捨てます。ただし、この算式による計算結果には円未満端数が生じた場合は、その算出結果には円未満端数を切り捨てます。また、この算式による計算結果には円未満端数が生じた場合は、その算出結果には円未満端数を切り捨てます。

$$\frac{0.43}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日  
から発行日までの日数

---

×

365

(二) 平成二十七年七月十五日以後の場合

$$\begin{aligned} \text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - & (\text{買い取る日の直前}) \\ & \times \text{の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \\ & (\text{その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100}) \end{aligned}$$

## 十八 中途換金

の特例

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したと書きにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、第六十七号）（昭和二十二年法律（昭和二十二年法律第六十号）（昭和二十二年法律第六十号）第一項の指定都市においては当該市、災害第百二十二条の規定による救助の行為に該当する区域）に該当する場合は八助法（昭和二十一年法律八号）（昭和二十二年法律八号）により当該区域にあつて救出され、当該災害に該当する場合は八助法（昭和二十一年法律八号）（昭和二十二年法律八号）（昭和二十二年法律八号）による救助を受けた場合に該当する。

十 有 五 日 前 に て 、 平 成 二 十 七 年 一 月 そ れぞれ と す る 国 債 の 額 が 、 平 成 二 十 七 年 一 月 そ れぞれ と す る 。 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 が 、 平 成 二 十 七 年 一 月 そ れぞれ と す る 借 貸 金 額 と し て 請 求 す る 個 人 そ れぞれ と す る 借 貸 金 額 と し て 請 求 す る 個 人 そ れぞれ と す る 借 貸 金 額 と し て 請 求 す る 個 人

(一) 額 取 こ と す る 者 が 、 平 成 二 十 七 年 一 月 そ れぞれ と す る 借 貸 金 額 と し て 請 求 す る 個 人 そ れぞれ と す る 借 貸 金 額 と し て 請 求 す る 個 人 そ れぞれ と す る 借 貸 金 額 と し て 請 求 す る 個 人

(二) 額 取 こ と す る 者 が 、 平 成 二 十 七 年 一 月 そ れぞれ と す る 借 貸 金 額 と し て 請 求 す る 個 人 そ れぞれ と す る 借 貸 金 額 と し て 請 求 す る 個 人 そ れぞれ と す る 借 貸 金 額 と し て 請 求 す る 個 人